

図書館法における図書館の定義と奉仕

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を**公立図書館**といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を**私立図書館**という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(～)を含む。以下「**図書館資料**」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の**分類排列**を適切にし、及びその**目録を整備**すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための**相談**に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と**緊密に連絡**し、協力し、図書館資料の**相互貸借**を行うこと。

五 **分館、閲覧所、配本所**等を設置し、及び**自動車文庫、貸出文庫**の巡回を行うこと。

六 **読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会**等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 **時事に関する情報及び参考資料**を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う**教育活動**その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と**緊密に連絡**し、協力すること。